

受配者指定寄附について



受配者指定寄附金(寄附金の全額を損金に算入できる寄附金)

この受配者指定寄附金は、寄附者が法人の場合には法人税法上、寄附金の全額を損金として算入することが認められております。

なお、受配者指定寄附金(会社等法人が事業団に対して支出した寄附金)に係る税の優遇措置については、次のとおりです。

この寄附金は、法人の寄附金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入されます。



注1 寄附者が法人として寄附金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものは、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。

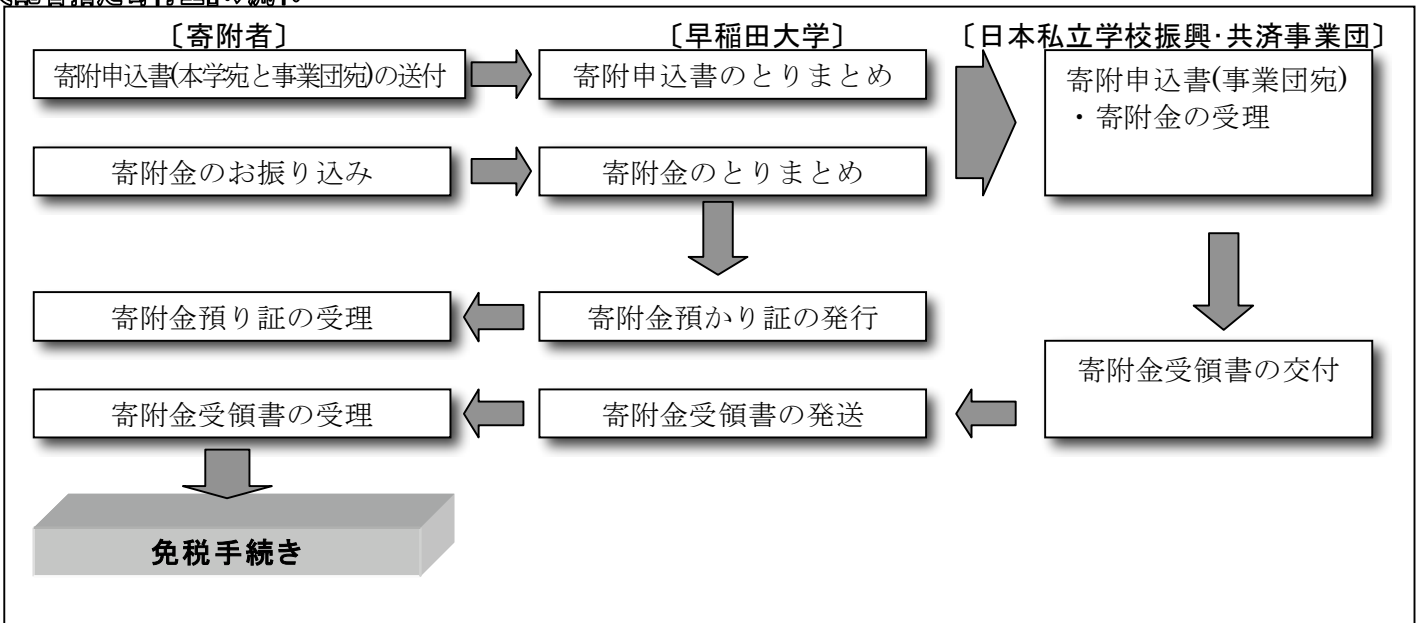
注2 法人が各事業年度において支払った寄附金の額を仮払金等として処理した場合には、当該寄附金はその支払った事業年度において支出したものとします。したがって、翌年度の寄附金支出として認められません。

(日本私立学校振興・共済事業団 HP より転載)

本学所定の寄附申込書のほか、日本私立学校振興・共済事業団宛の寄附申込書が必要になります。

また、免税手続きには、日本私立学校振興・共済事業団発行の「受領書」が必要です。事業団から発行され次第本学よりお送りすることとなります。

『受配者指定寄附金』の流れ



お問い合わせ先

早稲田大学 デジタルキャンパスコンソーシアム(DCC)事務局

〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104

早稲田大学西早稲田キャンパス 24号館4階

TEL : 03-3202-1693

FAX : 03-5273-4396

E-mail : dcc@list.waseda.jp

URL : <http://www.waseda.jp/dcc/>